

授業料などの振込みにあたって

授業料などを金融機関で振込む際には、本人確認書類をご用意ください！

(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

平成19年1月4日から、本人確認に関する法令の改正*により、金融機関において10万円を超える現金**の振込みを行う場合には、**本人確認書類の提示**が必要となります**(ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません)**

10万円を超える**授業料などの現金振込み**の際には、指定の振込用紙とともに、**振込みの手続を行う方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)**をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

* マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

** 現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。(口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となる場合があります。)

- 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による授業料などの振込みができません。
- 保護者の方などが、振込名義人(学生など)に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的(授業料などであること)をお尋ねすることがあります。
- 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/>

